

2019

3

No.820

社会福祉 しずおか

特集 成年後見制度における地域連携ネットワークを
住民の身近に ～人材育成の取組から～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

「ふるさとの福祉」

大人から子どもまでふるさとを大切にしている気持の表現



★ しずおか健康長寿財団理事長賞

沼津市立第一小学校(4年)

木村 莉緒さん

※学校名、学年は平成30年度のものです。



編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

成年後見制度における 地域連携ネットワークを住民の身近に ～ 人材育成の取組から～

国は、「成年後見制度利用促進法」(平成28年度施行)に基づき、平成33年度までに各市町村で「成年後見制度利用促進基本計画」を策定することを求めています。

基本計画の策定にあたっては、“全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る”よう示されており、整備にあたっては、3つ(①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築)の役割を果たすことが必要だとされています。

今回の特集では、県内の地域連携ネットワーク推進に向けた動きを人材育成の取組を中心にお伝えします。

権利擁護に関する 潜在的ニーズの把握

本会では、平成26年度に初めて、県内の権利擁護を必要とする人の潜在的ニーズを見える化することを目的に「成年後見制度実態把握調査」を実施しました。初回調査の結果、成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」が県内に2万2千人以上いることが分かりました。

そして昨年、「成年後見制度利用促進法」の施行や認知症高齢者および独居高齢者の増加など、社会情勢の変化を受け、再度県内の状況を把握するため同調査を実施しました。

調査から見えてきた 現状と課題

調査の結果、成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は、26年度の結果と同じ2万2千人以上潜在化していることが明らかになりました。県内の状況に大きな変化は見られなかったものの、回答には「成年後見制度についてよく分からない」「家族や施設職員が対応しているの

で問題ない」等の声が26年度調査時よりも多く見受けられ、福祉関係者が本人の権利擁護について正しい理解をしているとは言えない現状が見えてきました。

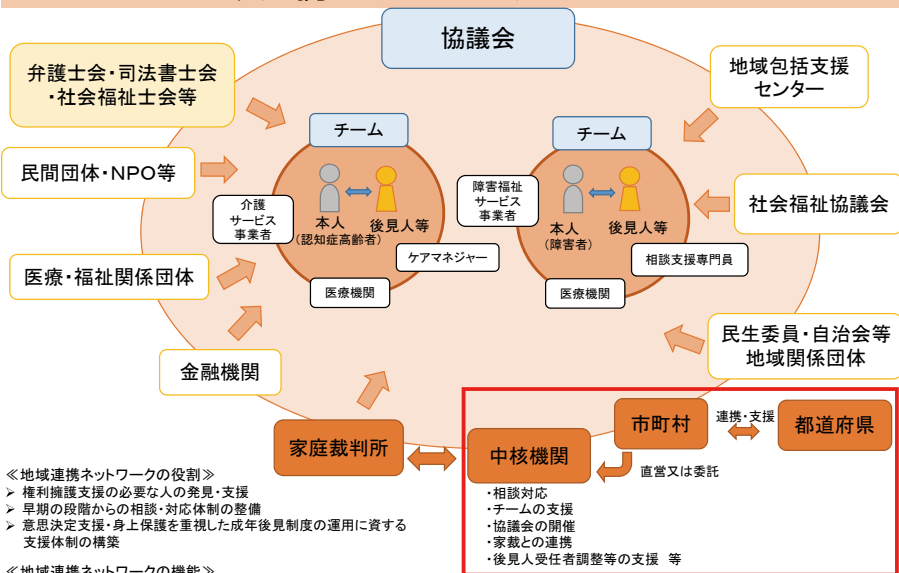
本人の身近な支援者である福祉関係者が成年後見制度について十分理解していないということは、制度を必要とする人が適切に制度に繋がっていないという現状を示唆していると言えます。

つまり、県内で地域連携ネットワーク(※1)【図1】の構築を推進していくためには、まず福祉関係者への理解促進が必要不可欠であるということが見えてきたのです。

(※1)成年後見制度利用促進基本計画(平成29年閣議決定)において、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の法律専門職団体や福

社関係者団体等には、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割を果たすことが期待されています。

地域連携ネットワークのイメージ



＜地域連携ネットワークの役割＞
 ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

＜地域連携ネットワークの機能＞
 ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

【図1】

県内での取組

■人材育成

県内では、地域連携ネットワークの構築に向けて、まず、国基本計画に示されている、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応」を担う人材となることが期待される福祉関係者に向けた事業を行っています。

一つ目は、成年後見制度の理解促進を図り、権利擁護が必要な人を適切に制度へ繋げることを目的としたパンフレットとテキストの作成です。

これらの作成にあたっては、有識者や専門職等による委員会を設置し検討を重ねるとともに、実際に、今後、制度利用に繋ぐ可能性のある利用者への支援に直接携わっている施設職員や当事者家族を対象にヒアリングを実施しました。

パンフレットは、成年後見制度について初めて知る人にも分かりやすい易しい言葉遣いに配慮し、テキストには、福祉職員が支援対象者や家族、同僚にパンフレットを使って制度説明をする際の助けとなるよう、成年後見制度の概要やパンフレットの分かりやす

い説明方法、事例を掲載しています。



【パンフレット】

(パンフレットとテキストは県内の福祉事業所等に配布している他、県社協ホームページからもダウンロードできます。)

また、福祉関係者等を対象に、テキストとパンフレットを活用し、制度説明の方法を学ぶ研修会を2月から3月にかけて県内4地区で実施しています。

《中部会場での様子》
開催日…2月7日(木)
会場…静岡音楽館AOI7階講堂

当日は、福祉事業所や地域包括支援センター、行政、社協等の職員約170名が参加し、成年後見制度の概要や説明方法について学びました。

参加者のアンケートでは、「テキスト・パンフレットがとても分かりやすかった」「相談を受けた時に自分が説



【テキスト】

明するイメージを持つことができました」「職場に戻り少しでも多くの職員に伝達し、制度を必要とする人へ対応していきたい」といった声が多くありました。

今回研修を受講した職員が、研修

内容を職場の同僚や、今まで制度の必要性に気が付かなかった支援対象者やその家族へ周知説明することで、制度を必要とする人を利用につなげる体制が整備されていくことが期待されます。



【会場の様子1(全体)】



【会場の様子2(講師登壇)】

■市民後見人の養成

さらに、地域連携ネットワーク構築を見据えた取組として、市民後見人の育成及び活動支援の体制整備を行っています。

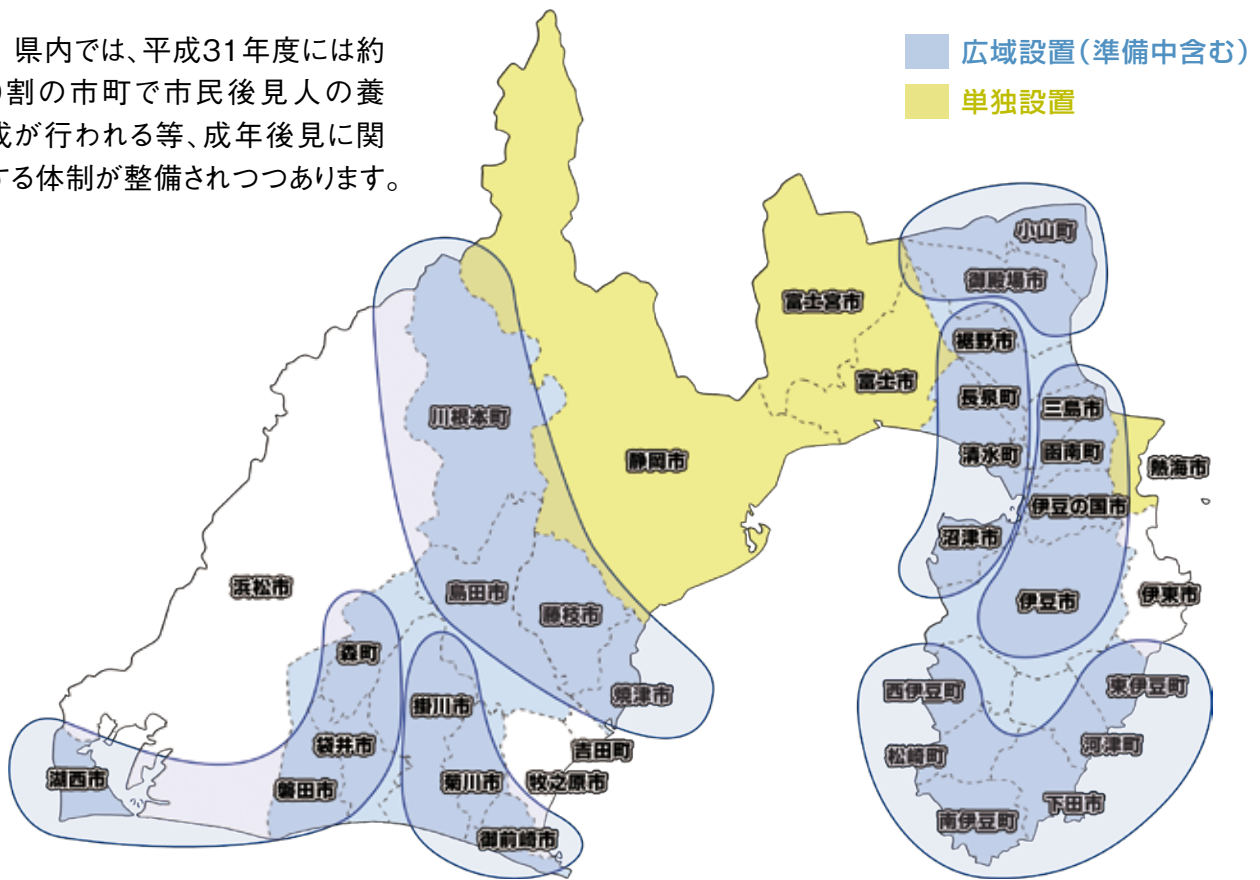
近年、県内の成年後見人等の選任状況は、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職後見人が6割、親族後見人が3割、その他が1割となっております。しかし、今後、成年後見制度の利用が促進され、制度利用者が増加すると、専門職後見人だけでは対応することが難しくなること、専門職とは異なる立場での後見活動が期待されること等から、新たな担い手として、市民後見人の養成が進められています。



【市民後見人養成講座(志太地区)】

【図2】静岡県におけるH30年度の取組

県内では、平成31年度には約9割の市町で市民後見人の養成が行われる等、成年後見に関する体制が整備されつつあります。



今後の方向性

こうした権利擁護体制整備の動きを通じて、今後は、各地区で市民後見人養成を進める中で形成されてきた、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の法律専門職団体や福祉関係者団体等とのつながりを活用し、次のステップとして地域連携ネットワークや中核機関の構築へと展開していくことが求められています。

しかし、体制整備自体がゴールや目的ではなく、こうした取組により判断能力が十分でない方の権利擁護が図られ、安心して地域で生活できるよう支援していくことが何よりも大切です。

地域連携ネットワークを住民の身近なものにするための取組は、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制をつくることです。

本会として、今後も地域で支え合う体制づくりに向けて、継続した支援を行っていききたいと思えます。



保育にかかる事業者と就労者のための 貸付制度のご案内



- ・保育士として新たに勤務する方や再就職する方に、就職に必要な費用をお貸しします。
- ・未就学のお子さんがある保育士の皆さんには、保育料やファミリーサポート・ベビーシッター等の利用料の一部をお貸しします。
- ・いずれも一定の条件を満たせば返済は免除されます。詳細はお問い合わせください!

問合せ先 静岡県社会福祉協議会 生活支援課 ☎054-254-5244

..... **【保育士等の方】**

保育士就職準備金貸付事業	
貸付対象	保育士登録後1年以上経過し、保育所等を離職後1年以上経過した方、もしくは勤務経験のない方で平成31年度に勤務を開始し、週20時間以上保育士として働く方
貸付額	1人1回限り 40万円以内
用途の例示	保育所等で使用する被服費、通勤に要する自転車等の購入費など

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業	
貸付対象	平成31年度に保育士として働く方、または産育休から復帰する方で週20時間以上、保育士として働く方
貸付額	保育料の半額(月額27,000円以内) 保育士の勤務期間(最長1年)
留意事項	保育料決定通知書等

子どもの預かり支援事業利用料の一部貸付事業	
貸付対象	未就学児を持ち保育所等を利用し、平成31年度に保育所等に週20時間以上勤務して、子どもの預かり支援事業を利用する方
貸付額	子どもの預かり支援事業利用料の半額(年額123,000円以内) 保育士の勤務期間(最長2年間)
留意事項	請求書などの証明書類等

..... **【事業者の方】**

保育補助者雇上費貸付事業	
貸付対象	県内に所在地のある以下の施設、事業所を運営する者 ・保育所及び幼保連携型認定こども園・小規模保育事業等
貸付額	年額2,953,000円以内
申請条件	・新たに保育補助者を雇用する、既に保育補助者を雇用している。 ・当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得する意思がある。 等8項目の条件すべてを満たすことが必要となります。
留意事項	補助者が指定期間内に保育士資格を取得した場合は、貸付金の返還が免除。 貸付利子は無利子(返還が遅滞した時は延滞利子が付きます)。

大学生の視点(本会インターンシップからの寄稿) No.2

今年度、2名のインターンシップ(大学生)を受け入れています。お2人には自身の関心分野にテーマを絞り、本会事業に参画していただいています。本紙2・3月号では、その活動内容と視点を御報告させていただきます。



静岡大学人文社会科学部3年生
新村 友李

福祉の職場体験

私は、経済的な困難を理由に様々な機会が奪われている子どもがたくさんいると学んだことをきっかけに、現在、静岡市の学習支援団体「一般社団法人静岡学習支援ネットワーク」で活動をしています。

今回、静岡県社会福祉協議会のインターンシップを通じて、社会福祉法人天竜厚生会が開催した3日間の合宿型学習支援にボランティアとして参加しましたので、その様子を御報告します。

静岡県の郡部における学習支援の取り組み

ふじのくに型
学びの心育成支援事業

通所型学習支援:各町において定期的に学習支援教室を開講

合宿型学習支援:春・夏・冬の長期休暇に合わせて合宿を開催

合宿ならではの経験

今回の合宿では「未来のじぶん発見!」をテーマに、勉強だけでなく、ケーキ・和菓子づくり、障がい者スポーツやレクリエーションなど、様々な体験をしたり、大学・専門学校の見学や職業講話を通して自分の未来について考えたりしました。

また、班の仲間と生活を共にする、というのは子どもたちにとって合宿ならではの経験です。初めは不安そうだった子どもたちも、最終日にはあだ名で呼び合ったり、協力して作業をしたりと、新たな横のつながりが生まれていく姿がみられました。



ケーキづくりの様子

スタッフの想い

スタッフの方は、「いろいろな体験をしたり、多くの大人に出会ったりすることで、将来どんな大人になりたいかを自分基準で考えるきっかけにしてほしい」という想いで合宿を運営しています。

新しい世界や知らない生き方に触れることで、自分のやりたいことを見つけ、それぞれの地域に戻ってからいろいろなことに挑戦していけるような、単発では終わらない合宿を目指しています。



レクリエーションの様子

学習支援の可能性

3日間の合宿で、子どもたちは初めての体験への期待や不安、上手くできた喜びなど、様々な表情を見せてくれました。子どもたちの多くの側面を引き出し、興味関心を広げていく合宿の取り組みからは、学習支援の可能性の大きさを学びました。

インターンシップを振り返って

静岡県社会福祉協議会のインターンシップを通して、私が活動している通所型の学習支援でも、子どもたちの経験の機会を大切にしていきたいと感じました。また、より一層、人との関わり合いの中で、人がその人らしく生きていくお手伝いができる仕事をしたいと思うようになりました。

会員紹介コーナー

本会は4月から新たに福祉の仕事に就く新入職員が一堂に会し、福祉職として働くことの意義を自覚し、所属施設・事業所を超えた同期の絆を深め、仕事へのモチベーションの向上を目的に「静岡県福祉職合同入職式」を開催しています。今回は例年積極的にご参加いただいている会員施設をご紹介します。

○社会福祉法人信愛会「しんあい保育園」 住所:沼津市下香貫宮原276-1

しんあい保育園は信愛会が運営する4つ目の保育園として平成23年4月に開園しました。香貫山の麓にあり、沼津港から爽やかな浜風を受ける環境に恵まれた定員120名の保育園です。閑静な住宅街の中にあり、ご近所の方々に温かく見守られ、子どもたちも日々元気に過ごしています。独自の取組みとして、園庭開放や離乳食体験等を行っています。又、保育園に通ってくる家庭だけでなく、子育て支援センターの運営など子育てをしている家庭への支援も行っています。



さて、信愛会では法人並びに各施設において、人材の育成に力を注いでいます。法人内に人材育成委員会を設け、組織力やコミュニケーション能力を向上するための研修を行い、求人から採用、職場への定着を図るために取り組んでいます。また、県社協をはじめ各種団体の外部研修にも積極的に参加しております。中でも、社会福祉人材センターが開催する新卒職員の静岡県福祉職合同入職式は、施設や職種は異なっても、福祉や保育を志した仲間との交流が図れ、新入職員としての心構えを学ぶことができ大変良かったとの声が聞かれています。

これからも職員の資質の向上に努めながら、様々な子育てのニーズに対応して、保護者や地域の方から信頼される保育園、そして「笑顔あふれる保育園」を目指していきます。

○社会福祉法人春風会 生活介護事業所「沼津虹の家」

住所:沼津市東椎路1742-1



沼津虹の家は、平成4年4月1日沼津市志下に定員20名の「重度障害児(者)生活訓練ホーム」として開設しました。平成23年10月1日特別養護老人ホームあしたかホームの新築移転時に合築され、現在地に移転して来ました。それに合わせて、指定生活介護事業所となり定員を25名に増員し、現在33名の利用者が契約し、利用しています。

沼津虹の家では、障害を持つ利用者が長年慣れ親しんだ地域や在宅で安定した生活の維持が出来る様に、障害を持った利用者の居場所作りに支援の重点を置いています。そのため、平日の日中見守り支援だけでなく、早朝・夜間等の営業時間外の見守り支援や、土・日曜日、祝日の営業によるサービス提供、ライフサポート事業による宿泊サービスの提供と、日中から夜間へと切れ目のない支援体制の充実を図ると同時に、週4回入浴サービスを提供する事で、家族介護者の負担軽減に努めています。ワンストップ型障害者施設の機能確立させ、障害のある方と家族に寄り添う施設を目指しています。

又、毎年行われる静岡県福祉職合同入職式には、新しく採用予定の職員が参加しています。同期入職者の仲間づくりや4月から社会人としての意欲を高める良い機会と考えています。

先覚者シリーズ 跡導(みちしるべ) ～静岡の福祉をつくった人々～

このたび県社協では、静岡県の社会福祉の礎を築いてこられた方々の生き方や社会福祉への情熱、業績をまとめることにより、今後の社会福祉発展の一助とするため、「先覚者シリーズ 跡導」を更新(県社協ホームページ <http://www.shizuoka-wel.jp>参照)することといたしました。

本号は、社会福祉法人 天竜厚生会の第3代理事長 内山 信一氏を御紹介いたします。

天竜厚生会 第3代理事長
～政、官、財そして民から信頼された偉人～
うちやま しんいち
内山 信一 氏



1 社会福祉に捧げる覚悟

内山信一氏は明治42年に出生、天竜二俣町(現在の浜松市天竜区)で育った。昭和7年東京帝国大学法学部政治学科卒業後、東京農工銀行(現みずほ銀行)に就職、昭和16年から自家林業に従事し、天竜厚生会理事長(第3代、昭和40年～平成8年)、静岡県林業会議所会頭、遠州開発株式会社取締役社長、株式会社静岡第一テレビ代表取締役社長などを歴任し、社会福祉をはじめ林業振興など幅広い分野に貢献した。数多くの要職を歴任した内山氏であるが、社会福祉関係では、全国社会福祉協議会副会長(平成3年～平成6年)と、静岡県社会福祉協議会会長(平成元年～平成6年)を務めた。また、静岡県内の各法人代表者と共に民間社会福祉施設職員の処遇改善を目指し静岡県社会福祉事業共済会の発足に尽力、その初代会長(昭和43年～平成8年)の職にも就いた。

昭和40年のことである。林業家として成功し静岡県の道路会議(土木関係の審議会)委員を務めていた内山氏は、天竜厚生会の理事長就任要請を固辞していた。しかし、天竜厚生会の職員と多々話し合った結果、理事長就任を決断した。その頃について内山氏は次のように記している。

「(略)山村君、大石君と、施設の運営についていろいろと話しあった。奇特な個人の慈善事業の世の中ではなくなった。地域社会の問題として考えるべきである。亡父の理事長時代の役員構成ではすでに限界がきている。山村君達の夢の実現には、私個人が私財をなげうっても不可能である。そのことを期待するならば理事長就任はできない。役員構成の改革による資金調達の見直しと、施設運営の十ヶ年計画を見せてくれた。それを検討した上で考えることにしたのである。(略)」

内山氏は、更にその十ヶ年計画が行政の社会福祉政策と方向性が一致していることを確認した上で、第3代天竜厚生会理事長に就任(昭和40年10月1日付)した。上述の記述は次の言葉で締めくくられている。

「私の人生の余熱を社会福祉に捧げる覚悟である。」

(続く)

元社会福祉法人天竜厚生会常務理事

宮澤 育男 氏 執筆

※紙面上、全ての内容を掲載することができませんので、

全文は県社協ホームページ(<http://www.shizuoka-wel.jp>)

及び県社協メルマガ(登録申し込みはこちらへ:spcsw@shizuoka-wel.jp)に掲載いたします。是非、御覧ください。

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許
ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



特許出願中

ブラインド・ロールスクリーン 出張クリーニング



株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

fax054-295-9003

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

2019年5月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください!→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
95	コンプライアンス講座	5/8	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉サービス従事者が最低限備えておくべき、コンプライアンスと職業倫理の基礎的知識を習得する 講師:ふるい後見事務所 認定社会福祉士 古井 慶治 氏	4,000円 (6,000円)
99	接遇・マナー・コミュニケーション講座 (中部・西部・東部)	中部:5/9 西部:5/17 東部:5/22	・シズウエル ・浜松市福祉交流センター ・三島商工会議所	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	接遇の心理学、ビジネスマナー、利用者・家族・スタッフ同士の連携を取るコミュニケーション、自分自身のこころのケアについて学ぶ 講師:コミュニケーションハウス 代表 坂倉 裕子 氏	4,000円 (6,000円)
44	感染症講座(初級編)	5/10	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	社会福祉施設や介護保険事業所において、主に高齢者や障害のある方を支援する職員に必要な、感染症の基礎的知識と予防方法を習得する 講師:静岡済生会総合病院 看護部 ICU副主任 感染管理認定看護師 鈴木 のぞみ 氏	4,000円 (6,000円)
101	アンガーマネジメントを学ぶ講座	5/12	あざれあ	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する中堅職員以上の方	介護の現場等で怒りの感情を上手にコントロールしながら相手と接するためのスキルを学ぶ 講師:横浜国立大学 医学部 看護学科 講師 田辺 有理子 氏	4,000円 (6,000円)
66	高齢者施設のリスクマネジメント講座	5/13	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者施設・事業所の危機管理・安全管理に必要な基礎的知識・技術を習得する 講師:株式会社 安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏	4,000円 (6,000円)
56	認知症の人のためのレクリエーション	5/24	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症の方のためのレクリエーションの知識と技術を習得する 講師:(医)中村会 介護老人保健施設 あさひな 認知症介護レクリエーション実践研究会 尾渡 順子 氏	4,000円 (6,000円)
13	コーチング研修	5/28	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	コーチングに対する意識を深め、部下の自発的意欲を引き出すための指導法を習得する 講師:コーチングアカデミー静岡校 校長 酒井 美保 氏	4,000円 (6,000円)
39	介護職ができる高齢者の褥瘡・皮膚ケア講座	5/30	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者の皮膚障害の早期発見と褥瘡予防のために、皮膚の観察・ケアについて基礎的方法を学ぶ 講師:静岡済生会総合病院 皮膚・排泄ケア認定看護師 河合 幸 氏	4,000円 (6,000円)

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール受信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください 問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

新規会員募集中!! 福利厚生はソウェルクラブにおまかせ! ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

全国会員数
26万2千人が
加入中

1 お得な優待割引サービス

- ・全国の宿泊施設、レジャー施設、日帰り湯など幅広い分野のサービス
- ・ソウェル保険
- ・会員制リゾート施設 など

2 会員交流事業(静岡県独自事業)

- ・コンサート、観劇、スポーツ観戦、日帰り旅行など県内でのイベントをご案内します。東京ディズニーランド・パークファンパティは例年、ご好評いただいております!

3 充実した基本サービス

- ・資格取得記念品、海外研修補助
- ・永年勤続記念品、長期勤続退職者慰労記念品、結婚・入学・出産お祝い
- ・生活習慣病予防健診費用助成 など

加入要件

- ・契約対象者…社会福祉事業又は介護保険事業を営業者
- ・加入対象事業…社会福祉事業又は介護保険事業
- ・加入対象者…上記に従事する役員全員(非常勤職員含む)

掛金

- ・第1種会員(常勤職員向け)…毎年度1万円
- ・第2種会員(非常勤職員向け)…毎年度5千円

※非常勤職員が第1種に入会することもできます。
第2種会員は、利用できるサービスが一部限定されます。

詳細については、事務局が説明に伺います。お気軽にお問い合わせください。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル



TEL ☎0120-292-711

FAX ☎0120-292-722

<http://www.sowel.or.jp/>

社会福祉法人 福利厚生センター
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1-3-1
NBF小川町ビルディング

ありがとうございました



県社協への寄附金

医療法人社団「アール・アンド・オー」様、「静清リハビリテーション病院」様から本会が実施する“ふじのくに生活困窮者自立支援基金事業”に200,000円のご寄附をいただきました。(2月5日)



左) 院長 神原 啓文 様
中央) 理事長 鈴木 延幸 様
右) 本会 常務理事 松浦 康夫



感動を・ともに・創る

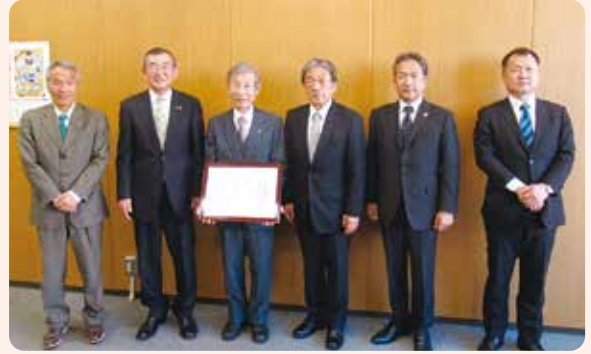
私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。



ヤマハ株式会社

呉市社会福祉協議会 中本会長の表敬訪問を受けました

昨年、7月に発生した「西日本豪雨」では、本会と市町の社会福祉協議会の御協力をいただき呉市災害ボランティアセンター運営に係る職員派遣を行いました。この度、呉市の復興状況等の報告を兼ねて、1月22日に呉市社会福祉協議会の中本会長が訪問されましたので報告します。



右から
呉市社協 事務局次長 田中 秀樹 様
呉市社協 常務理事 山根 直行 様
呉市社協 会長 中本 克州 様
本会 会長 神原 啓文
本会 常務理事 松浦 康夫
本会 事務局次長 高橋 邦典

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)			
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・暴風・津波)	500円	710円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険指保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

(引受幹事
保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。